

総務常任委員会

1 開 議 平成28年12月12日(月) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第75号 大田原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議案第76号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第77号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第78号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第79号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第80号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

総務常任委員会名簿

委員長	君	島	孝	明	出席
副委員長	高	木	雄	大	出席
委員	滝	田	一	郎	出席
	深	澤	賢	市	出席
	前	野	良	三	出席
	引	地	達	雄	出席
	小	野	寺	尚	出席

当 局	総 合 政 策 部 長	佐 藤 英 夫	出席
	総 務 課 長	櫻 岡 賢 治	出席
	財 務 部 長	高 橋 正 実	出席
	税 務 課 長	墨 谷 美 津 子	出席

事 務 局	齋 藤 一 美	出席
-------	---------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（君島孝明君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット資料のとおりであります。

当局の出席者は、佐藤総合政策部長、高橋財務部長、櫻岡総務課長及び墨谷税務課長です。

◎議案第75号 大田原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第1、議案第75号 大田原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第75号 大田原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成29年度における組織改編に伴い、関係部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） それでは、議案第75号につきまして説明させていただきます。

資料は、タブレット95ページをごらんください。この条例改正は、多様な行政需要に迅速かつ的確に対応できる、簡素で効率的な組織機構の構築のため、平成29年度の行政組織改編に伴うものでございます。

都市計画道路3・3・3号野崎跨線橋通りの建設事業をスムーズに進めるため、来年度から新たに下石上地区の地籍調査事業を行うこととしておりますけれども、その後の用地買収については、用地買収を担当する部門と連携することが重要と判断いたしまして、今後効率のよい事務執行のために地籍調査事業に関する事務を産業振興部から建設部へ移管することとするものでございます。

改正条文ですが、議案書補助資料の96ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表になります。第3条中、産業振興部の事務分掌のうち、（2）、「林業、土地改良及び地籍調査に関すること」を「林業及び土地改良に関すること」に改め、建設部に（6）、「地籍調査に関すること」を追加いたします。

94ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第75号 大田原市行政組織条例の一部を改正する条例について説明を終わりといたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） この範囲なのですが、以前はそうだったのですが、また戻すようなことなのですかけれども、これによって職員の配置、人数なんかはどのように。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） まだ確定はしていませんけれども、来年度、下石上地区と当初予定の黒羽地区、2つの地区に分けて、2つの地区というか、2つの地区に入るといってもありますので、増強する方向で考えていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 細かな点で申しわけないのですが、本会議でも前野議員から質問があったと思うのですが、地籍調査ですね、これは所管が違うかわかりませんが、ちょっとお伺いしたいのですが、大田原の今の進捗状況ですね、47.27平方キロメートルというのは、どのぐらいの割合になるのか。

それと、補助ですね、特別交付金は市の持ち出しというのは、本当に5%ぐらいなのです。わずかなのです。それがなぜなかなか進まないのか、その辺のところ、もしおわかりになりましたら。所管が違って申しわけないですが、お願いします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 地籍調査の実施状況につきましては、地籍調査の対象面積が311.95平方キロメートルでして、調査済みが47.27平方キロメートルということと、それから国土調査法に基づく区画整理と土地改良で22.57平方キロメートルということで、全て合計しますと69.84平方キロメートルという状況です。これは平成27年度末の状況であります。済みません。そうしますと、現在地籍調査、区画整理、あるいは土地改良済みというところを合わせますと69.84平方キロメートルということにして、今現在の進捗率は22.39%ということになっております。これは前野議員の一般質問でもお答えしたとおり、やはり実際にやっているところが私のところではないので、ちょっと推測になってしまう部分もあるとは思いますが、私の資産に至る部分ですから、なかなかうまく同意が得られないという部分もあるかと思うのです。そういったところで、なかなかうまく進まないという部分もありますし、あと人員が減ったではないかというご指摘もあるかと思うのですが、その分は業者に委託して、委託費用なんかも計上はしている状況でして、なかなか進まないということに関しては、確かにそのとおりで、何とも言えないのですが、一応自分の資産に絡むということで、なかなかうまく進んでいかないのかなという部分はあるかと思えます。

以上です。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第75号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号 大田原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第76号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第2、議案第76号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第76号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護時間の新設等に伴い、関係部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） それでは、議案第76号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

この条例改正の趣旨につきましては、平成28年人事院勧告に準じまして、介護時間の新設及び介護休暇の改定を行うとともに、あわせて特別休暇のうち結婚休暇の取得期間及び夏季休暇の取得日数の改定を行うために関係部分を改正するものでございます。

まず、平成28年人事院勧告の休暇に関する概要ですが、議案書補助資料の103ページをごらんいただきたいと思えます。民間労働法制の改正内容に即した見直しとしまして、①、介護休暇の分割取得及び②、介護時間の新設の勧告が行われました。現在の介護休暇を請求できる期間は、要介護者における一つの要介護状態ごとに連続する6カ月の期間内とされておりますけれども、この6カ月の期間の中であれば、現行制度でも断続的に休暇取得や時間単位での取得も可能でございます。しかし、連続する期間内とされているために、一旦介護休暇が開始されますと、要介護者の状態の変化のいかんにかかわらず、また職員の実際の休暇の取得状況にかかわらず、6カ月を経過した後は改めて介護休暇を取得することができません。

今回の勧告では、一つの要介護状態ごとに介護休暇を請求できる期間を3回以下の範囲内で分割ができ、かつ通算6カ月以下の期間の長さは維持するというものでございます。

また、介護時間につきましては、介護は日常的なニーズでの対応が求められるため、介護のために勤務しないことが相当であると認められる場合、1日につき2時間を超えない範囲で、連続する3年間までの期間、職員が勤務しないことを承認する介護時間の制度を新設するという勧告が行われたところでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、101ページにお戻りいただいて、新旧対照表をごらんください。まず、第11条ですけれども、休暇の種類ですが、新たに介護時間を追加いたします。

第15条は、介護休暇の規定ですが、介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、任命権者が、規則

の定めるところにより、職員の申し出に基づいて、要介護者のおのおのが当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6カ月を超えない範囲内で指定する期間、指定期間といたしますけれども、において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇といたします。

また、第2項として、介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間といたします。

第15条の2は、介護時間の規定ですが、介護時間は職員が要介護者の介護をするため、要介護者のおのおのが当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇といたします。

第2項といたしまして、介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間といたします。

102ページへ移りまして、第3項といたしまして、介護時間については、その勤務しない時間につき時間当たりの給与額を減額することといたします。

第17条は、夏季休暇の承認等の規定ですが、見出し及び条文に介護時間を新たに加えます。

次に、今回の人事院勧告以外の改正ですけれども、同じく102ページの別表第1、第14条関係ですけれども、特別休暇について、5の項中、結婚休暇の規定ですが、休暇を与える期間について、当該結婚の日後1月を1年に改めます。これは職員の職場によっては、勤務事情等により、結婚後すぐに新婚旅行等に行けないといった場合を考慮して改正するものでございます。

次に、第18項中の夏季休暇の規定ですが、現行の4日の範囲内を6日の範囲内に改めます。これは栃木県及び県内各市の夏季休暇日数の状況を勘案しまして、職員の心身の健康維持、増進及びリフレッシュ等を図り、公務能率を向上に資するための改正とするものでございます。

98ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、第1項として、この条例の施行期日は平成29年1月1日から施行いたします。ただし、先ほど言いました、別表第1の特別休暇の改正規定につきましては、平成29年4月1日から施行する旨、規定いたします。

第2項といたしまして、経過措置といたしまして、この条例による改正前の介護休暇の承認を受けた職員であって、平成29年1月1日において当該介護休暇の初日から起算して6月、6カ月を経過していない者の当該介護休暇については、施行日である平成29年1月1日以降の日までの期間を指定する旨、規定いたします。これは改正前に介護休暇の承認を受けている職員のうち、介護休暇が初日から起算して6月を経過していない職員については、改正条例施行日以後、残余期間について2回目以降の介護休暇として分割して取得できることとするものでございます。ちなみに本日現在ですけれども、本市におきましては、介護休暇の承認を受けている職員はおりません。

以上で議案第76号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 介護時間の新設なのですけれども、最長連続3年、1日2時間までと書いてあるのですけれども、これをとる場合、事前の時間的な許可というのですか、申請というのですか、があるのかないのか。どのような手続を考えておられるのか。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 条例のほうには規定されないのですけれども、規則のほうで規定するということになるかと思うのですけれども、一応介護時間は30分を単位にとれるということで、1日を通じて始業の時刻から連続するか、あるいは終業の時刻まで連続するかという形で、2時間の範囲内で、前もつとると、承認を求めるという形になります。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） あと1つ、これには、人事院勧告の概要には載っていないのですけれども、よその自治体をちょっと調べさせていただきましたが、今回育児休業等に関する条例改正というのですか……

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員、マイクを使ってください。

○委員（小野寺尚武君） 人事院勧告ですね、それらも出ているのですけれども、本市は、これに当たらないのか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 当たらないことではないのですけれども、ちょっとその部分は、今回の議会ではなくて、次回の議会のほうに持っていきたいなど。ちょっと詳細がなかなかまとまらなかったものから、次回の議会に提案したいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 前野委員。

○委員（前野良三君） 介護休暇に関して給与は支給しないと思うのですけれども、定期昇給は延伸とか、そういう形にはならないのでしょうか。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 介護休暇をとったときに、それが直ちに昇給のほうに、休暇日数に加えないということにはなりません。この4月から入りました人事評価がありますけれども、人事評価と休暇した日数、それを両方であわせて評価するような形になりますので、その評価する期間中、全休であれば、それは勤めていないわけですから、それは昇給しないという形になりますけれども、その評価する期間によって、その評価と、それから勤務の日数、休んだ日数、それによって昇給のほうは評価していくという形になります。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 介護、結婚、夏季が、今回の議案になっているかと思うのですけれども、それに加えて、育児休業とか、それ以外の休暇、年間を通しての有給休暇はもちろん、これは確定されていることなのですから、そういった部分に、どういったものが、今、市の職員には休暇制度があつて、そしてそれは有給なのか、無給なのか。

それと、もう一点、これに関して人勤との違いのものはあるのかどうか、その2点をお尋ねしたいと思います。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 休暇の種類につきましては、年次有給休暇、それから病気休暇、特別休暇、介

護休暇、あるいは組合休暇ということになります。年次有給休暇については、もちろん有給ですが、特別休暇についても特別なので、有給といえは有給ということなのですね。給料は引かれないという形になります。人勤の絡みからすれば、先ほど言いましたように特別休暇の部分は、今回は人勤では、人勤に倣う部分での休暇ということになります。今回の人勤の決定については介護休暇と介護時間ということになります。介護休暇については、既に条例で規定されていて、改正になりますので、介護休暇の部分については、もう既に時間当たりの休んだ分ですね、減額しますよという旨の規定がされております。

あと、済みません。

(何事か言う人あり)

○委員長(君島孝明君) 滝田委員。

○委員(滝田一郎君) これは確認だから、3回に入らなくていいのですかね、こういうことは。

(何事か言う人あり)

○委員(滝田一郎君) 人勤との、大田原市で違う部分ということで、今、特別休暇だけが人勤と違うということで、大田原市だけが異なるという理解でいいのでしょうか。

○委員長(君島孝明君) 総務課長。

○総務課長(櫻岡賢治君) 異なるというよりは、今回の人勤には、その部分は入ってきていないということになります。

○委員(滝田一郎君) 入ってきていない。

○総務課長(櫻岡賢治君) 入ってきていないです。ということで、既に決められている部分については、先ほども説明しましたが、近隣との関係、例えば今回提案させていただいています、夏季休暇の状況、県内の状況を説明しますと、私どものほうは夏季休暇については4日というふうに今決めていますけれども、今回6日という提案をしているわけですが、6日実際に休んでいるところは、宇都宮市、足利市、栃木市、小山市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市ということで、14市中7市が6日というような状況です。それと、栃木県も同じ6日というような状況でございます。

それから、結婚休暇につきましては、一月以内が多いのですが、今回提案している1年という形では、鹿沼市、それから6カ月と規定しているところは那須烏山市ということになります。先ほど言いましたように職場によってはというのは、例えば具体的な例を挙げるとすると、税務課あたりですと、例えば年明け、これから5月ぐらいまでは申告の時期があつて、年度末にかけて、あるいは税を課税するようとき、そういったときに仮に結婚するとなると、なかなかそこで一月以内に新婚旅行に行くというのは、なかなか難しいということからすれば、職場によって行けなくなってしまうということもありますので、そういった点では1年に、過去にほかの市でもやっているところがありますので、そういったところの提案ということになります。

以上です。

○委員長(君島孝明君) 滝田委員。

○委員(滝田一郎君) 休暇の種類が多くて、ちょっと私今一生懸命メモしたのですが、メモし切れなかった部分もあるのですが、その中で特別休暇、人勤にはないのだけれども、4日を6日にするという点に関してですが、今回提案になっているものが、いつも我々も人勤に沿ってということで、地

域手当にしる、何にしても、人勧のことだからということ的前提にしまして、全国的なことだということで、理解している部分が多いと思うのです。

そうした中で、この特別休暇などは有休取得率が、この前の本会議でもありましたが、比較的低いというのか、一般企業でいえば普通以上なのでしょうけれども、数字から見れば、そう高くない取得率なのですね。そうした中でも、あえて特別休暇を4日から6日、2日間ではありますけれども、延ばすという、その根拠というのか、理由は何なのでしょう。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 先ほども説明申し上げましたけれども、やはりこの期間というのは、ちょっと夏休みの期間でして、心身のリフレッシュという部分と、さっきもありましたように県内の状況が、県も6日にしていますし、先ほど言いましたように14市中7市がもう6日になっているというような状況でして、私どもとしても、その夏休み期間中に長期の休暇をとって、心身のリフレッシュを図ってもらって、公務能率の向上につなげていきたいというふうな考え方で、そういった形にしてはどうかというところの提案ということになります。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 最後に確認なのですが、今言いましたようにメモし切れなかったのですが、有給、病気、特別、夏休みですね、冬休みもあるのかな、特別、それから組合、結婚、この休暇の中で有給になるのは、年間の制度化されている有給休暇と特別休暇という理解でよろしいのでしょうか。

（何事か言う人あり）

○委員（滝田一郎君） 私が言っているのは、有給の給で、休みで言っているのではないですよ。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員、もう一度。

○委員（滝田一郎君） 有給休暇という文字は、有るに給料の給ですよ。そういう休みであって給料は支払われる休暇という、そういう意味で言っているのですよ、有休ではなくて。有給休暇という、そういう意味合いです。ですから、一般的に考えると、有給休暇と夏季休暇ね、特別休暇、それから私が想像で、結婚休暇などは、給料は支払われる休みではないかと。それから、病気も長期病気のときは、一般論でいうと、無給になるのだけれども、有給の範囲でのお休みは給料が支払われる有給というか、休みというか、そういう意味合いでの分類でお尋ねしています、冒頭から。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） もう一度資料から申し上げますと、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、それから組合休暇ということになります。そこで、給料が支払われないということになれば……

（「結婚休暇」と言う人あり）

○総務課長（櫻岡賢治君） 結婚休暇は、特別休暇の中に入っています。その中で給料が支払われないというものは、介護休暇と組合休暇ということになります。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 前野委員。

○委員（前野良三君） 従来のほかに有給休暇で優先的にということ、やっていたよ。4日は特別

休暇、夏季休暇、そのほかに2日を限度として予定表をつくってやっていたよね。6日の形。今度6日になったときに、またこの2日を職場内で調整して優先的にというあれはなくなってしまいうのですか。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） そのような形で、夏休みのほうを6日にしたいということで、やっていきたいと思っています。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。
質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第76号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第77号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第3、議案第77号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第77号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、平成28年人事院勧告に基づく給与改定等を行うため、関係する4条例を一括して改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案第77号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例改正の趣旨につきましては、平成28年人事院勧告に準じて給与改定を行うとともに、あわせて地域手当及び住居手当の改定を行うため、関係条文を改正するものでございます。

まず、平成28年人事院勧告の給与改定の概要及びそれに対応する本市の給与改定の概要について説明いたしますので、補助資料の134ページをごらんください。平成28年人事院勧告の概要ですけれども、一般職について、民間との給与格差0.17%を埋めるため、行政職俸給表の水準を1級の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度改定し、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本に改定し、勤勉手当については、0.1カ月分を引き上げるというものでございます。実施時期につきましては、月例給につきましては、平成

28年4月1日にさかのぼり、勤勉手当については、公布日とすることとしております。

また、配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げることとし、資料記載のとおり受給者の影響を少なくする観点から、平成29年4月1日以降、段階的に実施することとしております。それによって生ずる原資によって子に係る手当額の引き上げを行うとしております。

以上の人事院勧告を受けまして、本市の給与改定の概要について説明いたしますので、議案書の116ページをごらんください。改正条例の大田原市一般職の職員の給与に関する条例では、(1)、勤勉手当支給割合を表記載のとおり0.1カ月引き上げます。また、(2)、給料表は、初任給、若年層、その他において勧告どおり平成28年4月に遡及して改定を行います。

117ページへ移りまして、改正条例第2条も大田原市一般職の職員の給与に関する条例ですが、(1)、扶養手当の改定を平成29年4月1日から表記載のとおり配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引き上げます。この改正は、平成29年度から段階的に実施しまして、平成31年度に完成することといたします。改正時には、配偶者及び父母等は6,500円、行政職8級については3,500円でありますけれども、子については1万円とするものでございます。

次に、(2)、地域手当は、現在4%の支給割合を平成29年4月1日より6%に改定いたします。これは平成27年人事院勧告のうち、地域手当の改定を昨年見送っていたものを、国家公務員の現行の支給割合に準ずることとしたものでございまして、この改定は遡及せずに来年4月からとしたものでございます。

次に、(3)、住居手当についても、本年の人事院勧告以外の改正ですけれども、持ち家に係る住居手当額、月額2,500円を廃止いたします。これは、国家公務員は既に平成21年12月に廃止されていた中で、大田原市独自に支給していたものでございますけれども、先ほど説明しましたように地域手当を国家公務員に準じた改定を行うということから、あわせて来年4月から廃止をするものでございます。

また、(4)で、第1条で改定しました勤勉手当の支給割合を平成29年度以降は6月と12月に均等に配分をいたします。改正条例の第3条は、大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例ですけれども、(1)として、期末手当の支給割合を0.1カ月引き上げまして、(2)として給与費を勧告どおり平成28年4月に遡及して改定を行います。

118ページへ移りまして、改正条例第4条も大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例ですけれども、先ほどの第3条で改定した期末手当の支給割合を平成29年度以降は6月と12月に均等に配分するものでございます。

改正条例の第5条及び第6条は、第2条の一般職の職員の給与と同様に技能労務職員及び企業職員についても持ち家に係る住居手当を廃止するものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、119ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表になります。改正条例第1条では、一般職給与条例第20条の3第2項中「60日」を「3カ月」に改めますが、これは行政不服審査法の審査期間の請求期間の改正に伴うものでございます。

第21条の第2項の勤勉手当の規定につきましては、文言を修正しまして、再任用以外の職員について、12月の支給について0.1月分引き上げまして、再任用職員については0.05月分の引き上げを行います。

120ページへ移りまして、附則第11項で、平成30年3月31日までの間、特定職員及び特定幹部職員が55歳に達した日、以後の最初の4月1日以後の給与の減額を行っておりますけれども、今回の勤勉手当の引き

上げに伴い、その減額の改定率を改正するものでございます。

次に、121ページから124ページにつきましては、別表第1の行政職給料表を記載のとおり改定を行います。

125ページへ移りまして、改正条例第2条では、一般職給与の扶養手当について、第10条第2項第2号中及び「及び孫」を削りまして、第3号に「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫」を加え、以降1号ずつ号を繰り下げます。

また、同条第3項、扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、行政職給料表の適用を受けている職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行政職8級職員」という。）にあっては、3,500円、前項第2号に該当する扶養親族については1人につき1万円というふうに改めます。

次に、第11条第1項では、新たに職員になった者に扶養親族がある場合や、同項各号のいずれかに掲げる事実を生じた場合には、職員は直ちに届け出なければならない旨を規定し、第2号の文言を修正、第3号、第4号を削ります。

126ページへ移りまして、同条第2項では、扶養手当の支給について、職員に扶養親族で前項の規定による届け出に係る者がいない場合において、新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合の文言の修正を行います。

第3項では、扶養手当の支給要件に生じた場合の支給額の改定時期を規定し、新たに支給額改定の要件として、記載のとおり第1号から第5号までを加えます。

127ページへ移りまして、第11条の2の地域手当の規定ですけれども、第2項中「100分の4」を「100分の6」に改めます。

128ページへ移りまして、第11条の3は、住居手当の規定ですが、持ち家に係る対象職員及び手当額を削り、第11条の3第2項各号を記載のとおり改めます。

129ページへ移りまして、第21条第2項は、勤勉手当の規定ですが、改正条例第1条において規定した勤勉手当について、平成29年以降6月支給分と12月支給分で再配分する旨を規定いたします。

附則第11項についても同様に率の改正を行います。

130ページへ移りまして、改正条例第3条は、大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例ですが、別表第1及び別表第2を記載のとおり引き上げを行うとともに、期末手当につきましては、12月支給分について0.1カ月の引き上げを行います。

131ページへ移りまして、改正条例第4条は、第3条において規定した期末手当について、平成29年以降6月支給分と12月支給分に再配分をいたします。

132ページに移りまして、改正条例第5条は、大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例ですが、第5条の住居手当は、みずから居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給する分を規定し、第1号、第2号を削ります。

133ページへ移りまして、改正条例第6条は、大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例ですが、第7条の住居手当は、自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給する旨規定し、第1号及び第2号を削ります。

112ページへ戻っていただきまして、附則といたしまして、第1条で、この条例は公布の日から施行いたします。ただし、第2条、第4条、第5条及び第6条並びに附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する旨、規定いたします。同条第2項では、第1条改正後の給与条例と改正後の任期付職員条例の月例給の規定は、平成28年4月1日に遡及して適用する旨、規定します。

同条第3項では、第1条改正後の給与条例と改正後の任期付職員の条例の勤勉手当の規定は、平成28年12月1日から適用する旨、規定いたします。

附則第2条は、改正後の給与条例を適用するに当たって、改正前の給与条例の規定に基づき支給された給与は、その内払いとみなす旨の規定でございます。

113ページに移りまして、附則第3条第1項は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの扶養手当に関する特例を規定しまして、扶養親族たる配偶者については1万円、扶養親族たる子については1人につき8,000円、配偶者がいない場合は、そのうち1人は1万円、扶養親族たる父母等については、1人につき6,500円、配偶者及び扶養親族たる子がない場合は、そのうち1人は9,000円と規定いたします。

114ページへ移り、同条第2項では、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの扶養手当に関する特例を規定しまして、扶養親族たる配偶者及び父母等について、1人につき6,500円、扶養親族たる子については1人につき1万円と規定いたします。

附則第4条は、委任の規定でございます。

以上で議案第77号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を終了いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 資料125ページをお願いしたいと思います。

第10条の2の（3）ですね、これは孫が、今回追加するようでございますけれども、この必要性和、その人勤に基づくものがあるかどうかをお伺いしたいと思います。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 新旧対照表を見ていただきますと、2号ですね、及び孫というものが、第3号のほうにいつているということで、要は子に対する扶養手当を今回は上げるという人事院勧告でございますので、人事院勧告に基づくものでございます。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 130ページをお願いします。

この新たな給料表、これはもともとそうなのでございますけれども、特定任期付職員給料表、これは私の素朴な疑問なのでございますけれども、一般行政職の給料表の最高の方よりも常に高くなっているのですけれども、この特定任期付職員というのは、特別な何か技師資格とか、博士だとか、何かそういう特別な専門職か何かか想定されるので、こういう給料表なのかと今まで見てきたのですけれども、この際出てきたので、改めてその具体的なものについてお伺いしたいと思います。

○委員長（君島孝明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） ただいまのご質問にお答えします。

滝田委員がおっしゃるとおりで、想定しているのは、医師とか、弁護士とか、高度の専門的知識を持つ人材を任期付で期間を限定して活用するという制度でございますが、大田原市の場合、現在のところ、まだ活用事例はございませんので、現在は、この給料表を適用している該当職員はおりませんけれども、将来、そういった高度な職員を活用する場合には、この給料表を使うということで、繰り返しになりますけれども、医師とか、弁護士とか、高度な専門的知識を持っている職員に適用する給料表でございます。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） わかりました。いつも思うのですけれども、参考までにお聞きするのですけれども……

○委員長（君島孝明君） マイクを使ってください。

○委員（小野寺尚武君） 民間給与との格差が出てくるのですけれども、民間給与との比較というのは、どういうところでなされるのですか、参考までにお聞きいたします。

○委員長（君島孝明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 基本的には、調査主体は人事院でございますが、毎年4月1日現在における民間給与等の、略して民調というのですけれども、民間給与の調査をして、従業員50人以上の企業を抽出して、その年齢別、あるいは職位別、あるいは経験年数別で給与実態を調査して、その結果に基づいて公務員の給与と比較をして、公務員のほうが高いのか低いのかという形で行うということで、これは全国規模の、民間給与の調査を人事院が行ったものの結果による比較でございます。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 私も人勸に関して、いろいろな方とお話をしたときに、人勸が、この地方でそぐわないのではないかとか、そういうお話をよく聞くことがあります。そうした中で、市のほうにも、そういう話などは時折入ることがあるのではないかと思うのですけれども、人勸での適用ですから、私もこれを別に全く否定するわけではないのですけれども、その上で市民の方とかに納得してもらう意味合いで、市独自に、例えば法人税とかの、企業に勤めている方が給与所得者というか、働いている人たちが、大田原市では人勸で規定する従業員50人以上の企業に何%ぐらいの方がいるのかだとか、そういったことも手持ち資料として調べておくことが必要だというふうに私は考えるのですけれども、その辺今までに調査なされたことはあるのか。あるいはそういったことでなくても、類似の何か市の職員と民間企業の差みたいなものを調べたことがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（君島孝明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 今、滝田委員がおっしゃったように国家公務員の給与体系をそのまま地方公務員に当てはめることについてのご意見があることは承知しています。以前は、基本的に給料表は国家公務員も地方公務員も全部一律の給料表を使っていました。その全国一律の給料表が、地方における給与実態と乖離している考え方がありまして、それを受けまして、平成17年の人事院勧告で、給与構造改革が行われまして、一旦給料表を一定割合、引き下げをした上で民間給与賃金水準が高い地域、大都市が中心ですけれども、そこの差を埋めるために新しく設けられたのが地域手当という制度でございまして、それは10年に1度を目安として民間の給与実態に合わせまして、見直しを行うということで、大田原市は前

回の見直しの中で、3%だったのが、新しい6級地の6%ということで、比較的大田原市は厚生労働省の民間調査の、過去10年間の給与水準が比較的高いので、地域手当でその差を埋める。当然都市部では、さらに十何%とかという形で埋める形で、地域における給与の格差を是正するという形で行われておりますので、大田原市もその制度に倣って、2年おくれになりましたけれども、来年4月から国家公務員に準じて6%支給することによって地域の給与格差が是正されるということになっています。これにつきましては、先ほど言いましたように全国的な相当数の民間企業の賃金を調査する形で、一市町村で膨大な事務量になりますので、大田原市の場合は、その資料については作成したことはなく、あくまでも人事院勧告に準じて現在の制度が続いている中では、市独自に調査するという事は、法律的には根拠を持ちませんので、今後もそういった調査をする予定はございません。

以上でございます。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第77号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第78号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第4、議案第78号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第78号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、これも平成28年度人事院勧告に準じて期末手当を改定するため、関係部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案第78号につきまして説明いたします。

タブレット135ページです。この条例改正の趣旨につきましては、平成28年度人事院勧告に準じて、市長等の期末手当支給割合を改定するために関係部分を改正するものでございます。

本市の市長等特別職、市議会議員の期末手当につきましては、国家公務員の特例任期付職員の期末手当

支給割合を適用しておりますけれども、平成28年12月期の支給割合を0.1月に引き上げ、平成29年以降、6月及び12月には、その引き上げた0.1月分が均等になるように配分するというものであります。

議案書138ページをごらんいただきたいと思います。今回の人事院勧告に基づき138ページの中段の市長、副市長、教育長及び市議会議員の期末手当支給割合関係にありますように市長と特別職及び市議会議員の期末手当につきましては、平成28年12月期の期末手当支給割合を0.1月引き上げ、1.75月、平成29年6月及び12月には、その引き上げ、0.1月分を均等に配分し、6月に1.55月、12月に1.70月とし、年間3.25月とするものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、139ページの新旧対照表をごらんください。改正条例第1条は、市長等の給与に関する条例の一部改正でありまして、第4条第2項で、市長等の12月の期末手当の支給割合を「100分の165」から「100分の175」に引き上げる旨の規定でございます。

140ページに移り、改正条例第2条は、第1条で規定した期末手当を6月においては「100分の150」を「100分の155」に、12月においては「100分の175」を「100分の170」に均等に配分する旨、規定するものでございます。

141ページへ移り、改正条例の第3条では、市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でありまして、第5条第2項で市議会議員の12月の期末手当の支給割合を「100分の165」から「100分の175」へ引き上げる旨の規定でございます。

142ページへ移り、改正条例第4条は、第3条で規定した期末手当を6月においては「100分の150」を「100分の155」に、12月においては「100分の175」を「100分の170」に均等に配分する旨、規定するものでございます。

136ページへ戻っていただいて、改正条例の附則といたしまして、施行期日等として、第1項で、この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は平成29年4月1日から施行する旨、規定いたします。

附則第2項で、期末手当の改正規定は、平成28年12月1日から遡及適用する旨、規定いたします。

第3項では、期末手当の内払い規定を規定いたします。

以上で議案第78号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終了いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第78につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関

する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第79号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第5、議案第79号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第79号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農業委員会制度の改正及び職の新設等に伴い、関係する部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案第79号についてご説明いたします。

議案書補助資料の147ページをごらんください。新旧対照表になります。まず初めに、今回議案第74号で上程しております、新たな農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を定めるものでございまして、平成28年7月に発出されました農林水産省経営局農地政策課長通知におきましては、新制度に移行した農業委員及び推進委員の報酬は、農業委員が責任ある判断ができるよう水準の引き上げを検討し、国が新たに農地利用最適化交付金を創設したことに伴い、本給とは別に事後的に報酬の上乗せが支給できるような条例の整備を求めています。

今回の改正は、同交付金の趣旨を踏まえまして、委員及び推進委員の活動実績及び成果実績に応じて配分できるように、また同通知によりまして、非常勤職員の報酬及び費用弁償条例案が示されておきまして、その条例案を参考に年額基本額及び能率給を定めたものでございます。今回の条例改正ですが、現行の農業委員会会長、会長職務代理者、委員の年額報酬額等、新制度下における年額基本給は同額といたします。さらに、農地利用最適化推進委員の年額基本給は農業委員の7割程度としまして、それぞれ能率給について予算の範囲内で市長が定める額といたします。これら農水省が示す案のうち、委員及び推進委員のインセンティブの動機づけとして農地利用最適化交付金の交付額に応じて能率給を支給するというものでございます。

改正内容ですが、別表中の職名、農業委員会会長、報酬の額、年額、会長職務代理者、委員、農業委員会補助員、年額8,000円、農家1戸当たり150円を、職名、農業委員会会長、報酬の額、年額、基本給56万4,000円、能率給、予算の範囲内で市長が定める額、農業委員会職務代理者、年額、基本給46万8,000円、能率給、予算の範囲内で市長が定める額、同委員、年額、基本給44万4,000円、能率給、予算の範囲内で市長が定める額、農地利用最適化推進委員、年額、基本給31万2,000円、能率給、予算の範囲内で市長が定める額というふうに改めます。

次に、大田原市空家等審議会委員の表記を改めます。これは空家等対策の推進に関する特別措置法が施

行されまして、同法律において空き家の送り仮名の「き」が使用されていないことから、同法律にあわせて文言の修正を行うものでございます。

次に、議案第73号で上程いたしました、大田原市教育支援センターの設置に伴いまして、これまでの少年指導センター所長及び少年指導相談員は教育支援センター所長が兼務することといたします。教育支援センター設置条例では、センター内に所長、教育支援相談員、その他の必要な職員を置くとしておりまして、新たに報酬を定めるものでございます。

147ページ、下段にありますように別表中「少年指導センター所長」及び「少年指導員」を削ります。

148ページに移りまして、教育支援センター所長、月額20万円以内で市長が定める額及び教育支援相談員、月額30万円以内で市長が定める額を規定いたします。

144ページに戻っていただいて、改正条例の附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行する旨、規定いたしますが、農業委員会会長の項から農業委員会補助員の項までの改正規定につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項前段の規定によりなお従前の例による在任する農業委員会の委員の任期満了の日の翌日から施行する旨、規定いたします。

本市における農業委員の任期満了の日は、平成29年7月19日となります。

以上で議案第79号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 147ページをお願いします。

この中の農地利用最適化推進委員が創設されることによつての質問とさせていただきます。平成29年度は、年度途中からの予算執行ということになるかと思っておりますけれども、これらの農業委員会に関する平成29年度当初予算においての予算見込み額と財源内訳について、さらにそれを平成30年、完全施行になったときの見込み額を現行の比較との対比において説明願えればと思います。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 平成28年度の予算の委員報酬については、会長が56万4,000円、職務代理者が46万8,000円、それから委員が44万4,000円ということになっております。委員については32名いるということで、平成27年度予算額については32名で1,435万2,000円というふうな形で予算は組まれていると思います。平成29年度は、基本給については56万4,000円、全て同じ額ということになりますので、能率給の部分ですね、それが最適化交付金ということで、農業委員会としてみているのは、活動実績とそれから成果実績で大体月当たり、1人当たり2万円程度入ってくるのではないかというふうに、それは細かい算定基準があるようではございますけれども、そのぐらいの金額が入ってくるであろうというふうに考えております。それが60名分、そしてなおかつ7月から始まりますので、予算上は7月からですので、9カ月間ということで、歳入としては、最適化交付金については1,080万円程度入ってくるのではないかというふうに見込んでおります。

歳出についてなのですが、もともとこの最適化交付金につきましては、委員さんの報酬については、市の単独費で出していたということで、国からは最適化交付金も、もともとその市で出していたものについては、市で今後も継続してくださいと。それを超える部分について、最適化交付金を能率給とそれ

から基本給に充ててもいいですよというように形で説明を受けているということでございまして、新制度の予算としては、委員さんについては、その会長、職務代理者、それから推進委員43名というような別の条例がございましたが、そちらの9カ月間で1,580万円程度かかるであろうというふうに捉えております。そのうち1,080万円ほど歳入が入ってくるということでもありますので、能率給としては1人当たり、1人当たりというか、その交付金を充てて、増額になった部分と能率給を充てるような形になりますので、1人当たり能率給としては、大体10万円弱ぐらいになるのではないかというふうに考えております。新制度の委員ですけれども、そのように考えているというようなところでございます。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 担当部署ではないにもかかわらず詳しく説明していただいて、ありがとうございます。

私が聞きたかったのは、その明細ではなくて、トータル的に、最適化交付金が来れば、現行の平成28年度予算と本格施行になる平成30年は一緒なのかな、どうかという、そういうシンプルな質問だったのですけれども、今の話からいくと、少し持ち出しになるようにも聞こえるし、チャラになるような気も、ちょっとその理解がよくできなかったのですけれども、真水の持ち出しは、自主財源とかね、真水の持ち出しは一緒というふうに理解してもいいのですか。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 基本的に最適化交付金が来ますけれども、国の言い方としては、今まで支出しているわけですから、そのした部分は必ず市単独で出してくださいねと。それプラス今度人数がふえますので、委員さんがふえますので、その部分を交付金で、市単を超えた部分については、交付金を上げてもいいですよという形になりますので、それほどの多くの持ち出しは出ないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第79号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第80号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第6、議案第80号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

財務部長。

- 財務部長（高橋正実君） 議案第80号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をいたします。

今回の改正につきましては、地方税法の一部改正に伴いまして、大田原市税条例及び大田原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、税務課長からご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

- 委員長（君島孝明君） 税務課長。

- 税務課長（墨谷美津子君） では、私から議案第80号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

タブレットの158ページをごらんください。今回の改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、大田原市税条例及び大田原市税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、個人市民税・法人市民税の延滞金の計算期間の見直し、医療費控除の特例の創設、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例、以下「わがまち特例」と申し上げます。の割合の整備等です。

それでは、新旧対照表にてご説明をいたしますので、タブレットの161ページをごらんください。第19条は、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金について規定していますが、法改正により、法人市民税の延滞金計算期間が納期限の翌日から一月を経過する日までの期間とされていたものが、納期限の翌日から一月を経過する日 に改正されたことにより、ほかの税と規定を分離するものです。

新旧対照表の第19条第2号中、法人市民税に関する部分を分離しまして第5号を新設、旧第19条第3号中、法人市民税に関する部分を分離し、第6号を新設しております。

続きまして、162ページから164ページになります。第43条は、普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収について規定していますが、国税における延滞金の計算期間等の見直しに準じ、個人市民税の延滞金の計算期間を見直すものです。所得税の修正申告書の提出、または更正に基づき税額を変更する場合で、減額賦課後に増額賦課を行った場合の増差の税額については延滞金の計算期間から一定の期間を控除することになりました。

続きまして、164ページから166ページの第44条、法人の市民税の申告納付、166ページから167ページの第46条、法人の市民税に係る不足税額の納付の手續の規定についても国税における延滞金の計算期間等の見直しに準じ、法人市民税の延滞金の計算期間を見直すものです。

続きまして、167ページから168ページになりますが、168ページをごらんください。附則第6条は、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の新設です。セルフメディケーションを推進するため、スイッチOTC薬に対する医療費控除の特例が創設されました。自己または自己と生計を一にする配偶者、その他の親族がスイッチOTC薬、これは医療用から移行した成分が用いられた市販薬のことをいいますが、それを、年間1万2,000円を超えて購入した場合、その超える部分、上限が10万円になりますが、所得控除するという内容となっております。

続きまして、168ページの附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、いわゆ

るわがまち特例の割合について規定していますが、第4項は特例の追加に伴う項ずれによるものです。

第6項から第10項は、わがまち特例に再生可能エネルギー発電設備の追加、第11項から第13項は、それに伴う項ずれです。

第6項及び第7項については、課税標準の特例割合については、3分の2を参酌し、2分の1以上6分の5以下の範囲内で、条例で定める割合となっており、第6項の太陽光発電設備については、参酌どおり3分の2、第7項の風力発電設備については、現行3分の2から2分の1に改正するものです。

第8項、第9項、第10項につきましては、2分の1を参酌し、3分の1以上3分の2以下の範囲内で、条例で定める割合となっており、第8項の水力発電設備、第9項の地熱発電設備、第10項のバイオマス発電設備については、現行3分の2から3分の1に改正するものです。

次に、169ページから172ページになります。附則第20条の4は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例についての規定ですが、これは台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当金に係る個人市民税については、申告等に基づき課税すること、またこれに伴い、住民税の所得割の課税標準に特例適用利子等及び特例適用配当等を加える規定が新設されました。

続きまして、172ページから176ページの附則第20条の5、176ページの附則第20条の6は、附則第20条の4の新設に伴う項ずれです。

次に、177ページをごらんください。こちらは平成27年度条例第34号の一部改正になります。附則で、市たばこ税に関する経過措置を定めておりますが、今回の条例第19条の改正に伴う整備となっております。

続きまして、本条例を改正するための附則について改正分でご説明をいたします。156ページにお戻りください。附則第1条は、施行期日を定めております。

附則第2条は、市民税に関する経過措置を定めております。

附則第3条は、固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） ちょっと広範囲なものですから、例を出して、ちょっとお聞きしたいのですが、個人市民税についてなのですから、例えば当初賦課額から減額されて、さらにその後に増額更正された場合、どうやって算定になるのか。それでいくと、納期限内納付があった場合、今の事例で減額とかになって更正された場合、当初の賦課額を上回った場合はどうなのでしょう。

○委員長（君島孝明君） 税務課長。

○税務課長（墨谷美津子君） お答えいたします。

今回の改正は、最高裁の判決を踏まえた改正になっておりまして、その内容は、まずわかりやすく数字で説明をさせていただきますと、納税者が当初申告を100として納税しまして、その後減額更正により40に税額が減額されました。その後、課税庁のほうで20の増額の更正で60になった。その場合に40から60に上がった、その20分ですね、これを課税庁のほうは延滞金が発生すると主張いたしまして、納税者のほうは、それは、延滞金は発生しないだろうという主張がありまして、最高裁の判決が、その期間は延滞金は発生しない、そういう判決が下されました。委員がおっしゃったとおり、100が40になり、60になった場合は、

当初の100までいっていませんので、その部分はおかきりませんが、100が40になり、最終的に120になった場合は当初の100と最終の120の差額の20については、延滞金は発生いたします。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） それと、わがまち特例なのですけれども、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマスということなのですが、大田原市で今関係あるものといいますか、特別この太陽光発電というものは、個人のお宅、事業用の山にたくさんね、それは別と考えてよろしいですか。

○委員長（君島孝明君） 税務課長。

○税務課長（墨谷美津子君） お答えいたします。

この特例の対象になりますのは、事業用のものでありまして、個人の住宅に設置してあるものは、まず10キロワット以上という規定もありますので、10キロワットまでは、一般家庭はいかないということで、一般家庭の太陽光発電に関しましては課税の対象外になります。ただ、屋根と一体になっている太陽光パネルに関しましては、屋根材として固定資産税の評価の対象になりますが、このわがまち特例の対象は事業用であります。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） もう一点、医療費控除の特例なのですけれども、これは私よくわからないのですけれども、スイッチOTC薬から転用された要指導医薬品及び一般用医薬品と書いてあるのですけれども、そうすると、これは1万2,000円で、年間だと、これは十何万になるわけなのですけれども、これは今までどおり上限10万円未満というふうに見てよろしいのですか。これは、年数は5年間なのでしょうか。

○委員長（君島孝明君） 税務課長。

○税務課長（墨谷美津子君） お答えいたします。

これまでは10万円を超えた部分で上限が200万円の医療費控除というものがあつたかと思いますが、それは継続して、そのほかにセルフメディケーションといいますと、自分の体は自分で管理するという国をほうで推進しておりますので、それに伴つた控除になりまして、その対象がスイッチOTC薬を市販薬として買った場合、1万2,000円を超えた部分で10万円を限度に、所得税の所得控除されるという新たな特例が追加になっております。こちらは平成29年1月1日から平成33年12月31日までに支払つた分が対象となっております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 財務部長。

○財務部長（高橋正実君） 今のお話で、補足で説明をさせていただきます。

医療費控除10万円以上の部分が継続されるということでございますが、併用はできない。どちらか、医療費控除の場合、10万円以上かかつた場合については、従前の医療費控除を受けていただく。比較的少額、そういった大きな医療費にならないで、自主的に医薬品を買つた方について新たに創設するというところで、イメージで、ちょっと申し上げますと、課税所得が400万円ぐらいの方が、この対象医療費を年間2万円購入した場合、この方がどのような税の控除を受けられるかということでございますが、下限が1万2,000円という下限がございますので、それを超えた8,000円分、2万円分買った場合ですね、8,000円が課税所得

から控除されるということになりまして、減税額でいきますと、所得税で1,600円、個人住民税で800円程度の減税効果があるというふうに、2万円ぐらいの購入ですね、得られるということになります。

以上です。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第80号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第7、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について、を議題といたします。

本件につきましては、別紙の調査事件について、閉会中の継続調査したい旨、議長に申し出を行いたいので、委員の同意を求めるものであります。

同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出については、別紙のとおり議長に申し出ることといたします。

◎散 会

○委員長（君島孝明君） 以上で当委員会に付託されました案件については終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

午前11時26分 散会

総務常任委員長